

2020年7月30日

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置による サービス利用者の自己負担の撤回を求める要望書

介護の崩壊をさせない実行委員会
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
ACTたすけあいワーカーズ・コレクティブ連合
特定非営利活動法人ACT・人とまちづくり
神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会
生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会
東京・生活者ネットワーク
神奈川ネットワーク運動
横浜みなみ生活クラブ生活協同組合
福祉クラブ生活協同組合
生活クラブ運動グループ・横浜エリア連携協議会
生活クラブ運動グループ・横浜西部福祉ユニット
生活クラブ運動グループ・横浜ユニット連絡会

この度の新型コロナウイルス感染拡大防止に係るご尽力に敬意を表します。

さて、厚生労働省から6月1日付で「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」とする特例措置の簡単な事務連絡がありました。

通所系サービスと短期入所系サービスについて、感染拡大防止の評価として、サービス事業者は介護支援専門員と連携し、利用者からの同意を得た場合介護報酬の算定を可能にするとされています。つまり、サービス利用者に対して、利用時間でもない2区分上位の報酬を算定し自己負担を求める内容でした。

本来、介護報酬改定については介護給付分科会で審議されなければなりません。政策決定の過程が不透明で問題です。

さらに行政からの詳しい説明も殆どない中で、この臨時的取り扱いについて、利用者・家族へ説明をしなければならないサービス事業者や、ケアプランを作成する居宅介護支援事業者には、以下のような戸惑いと混乱が広がっています。

今回、利用者が負担していただく金額はわずかと言いつつ、特例措置の期限が見えない状況で、通所系サービスや短期入所系サービスを利用されている方の負担増が長期に亘って続けば、サービスの利用控えも生じ、介護の重度化や家族介護者の負担も増し、介護離職にも繋がる懸念が懸念されます。

また、利用者・家族に十分な説明もなく同意をされたケースも多く存在します。同意されないケースは算定できないとなれば、同じサービス利用者に対して不公平になる事態も発生します。「限度額オーバーした場合は算定しない」、「限度額オーバーした場合、不公平になるので10割負担を請求する」など、現場の判断も様々で混乱しています。

つきましては、早急に今回の介護報酬の特例措置の撤回を求めます。
サービス利用者が自己負担することなく、通所系サービスや短期入所系サービス事業者の新型コロナウイルス感染拡大防止の適切な評価を公費補償で行うべきです。

また、20年経過の介護保険制度の根幹が崩壊しないように現場である利用者や家族、事業者の声を聞いて、緊張感を持った対応をいただくようお願いいたします。

<要 望 項 目>

1. 新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置による利用者の自己負担は、サービスを利用していない単位数を請求するという本来あってはいけない給付管理ですので、早急な撤回を求めます。
2. この特例措置について、保険者からの説明や補足もないケースもあり、まさにサービス事業者とケアマネジャーの現場任せという事態が起きています。都道府県及び各保険者への聞き取りを行い現状把握に努めてください。
3. 通所系サービスと短期入所系サービス事業者の新型コロナウイルス感染拡大防止の評価に対しては、利用者負担でなく公費で補償してください。
4. 介護報酬改定については、臨時的・特例措置であっても政策決定の過程として、介護給付分科会で審議されることを強く要望します。